

第8期第4回 福岡県個人情報保護審議会次第

1 日 時 平成19年7月18日(水) 10:00~12:00

2 場 所 県庁10階北棟特9会議室

3 審議内容

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 個人情報保護条例の運用状況について
- (3) 不服申立部会の審議結果について
- (4) 個人情報流出事案と再発防止策について
- (5) ホームページによる行政情報提供事務(知事交際費関係)について
- (6) 防犯カメラ活用検討会議報告書について

第8期福岡県個人情報保護審議会委員名簿(50音順)

氏名	現職	全体会	第一部会 (不服申立 部会)	第二部会 (住民基本 台帳部会)
遠藤 勉	九州工業大学情報工学部教授	委員	—	部会長職務 代理
岡本 博志	北九州市立大学法学部教授	会長職務 代理	部会長	—
木村 俊夫	九州国際大学大学院法学研究科教授	会長	部会長職務 代理	部会長
桑野 道子	(株)ビスネット取締役	委員	—	委員
坂口 繁和	弁護士	委員	委員	—
勢一 智子	西南学院大学法学部助教授	委員	—	委員
原田 憲正	山九株式会社労政部人権啓発担当部長	委員	委員	—
馬場 明子	テレビ西日本編成制作局制作部 担当部長	委員	委員	—
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社 代表取締役社長	委員	—	委員

平成18年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求

平成18年度の文書による自己情報の開示請求の件数は110件で、その決定の状況は、開示が74件、部分開示が30件、不開示が2件（うち不存在2件）、却下が3件、取下げが1件でした（表1-1）。

文書による開示請求の実施機関別の件数は、知事部局が73件、教育委員会が2件、人事委員会が9件、公安委員会が1件、警察本部長が18件、収用委員会が1件、地方独立行政法人が6件でした（表1-2）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求の件数と決定の状況

開示請求の件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開 示	部分開示	不開示 不存在	却下	
110	74	30	2 2	3	1

表1-2 文書による自己情報の開示請求の実施機関別件数とその内容

実 施 機 関	件数	内 容
知 事	73	・保育士試験の得点等（23） ・その他（50）
議 会		
公 営 企 業 の 管 理 者		
教 育 委 員 会	2	・県立高校入学試験に係る答案等（2）
選 挙 管 理 委 員 会		
人 事 委 員 会	9	・職員採用試験、警察官採用試験の成績（9）
監 査 委 員		
労 働 委 員 会		
収 用 委 員 会	1	・境界立会確認書（1）
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		
公 安 委 員 会	1	・苦情案件に対する処理に関する情報（1）
警 察 本 部 長	18	・通報案件に関する情報（4） ・その他（14）
地 方 独 立 行 政 法 人	6	・大学入学試験等の成績結果（6）
合 計	110	

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成18年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、7,657件でした（表1-3）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成18年度は、知事部局が25、教育委員会が7、人事委員会が12、警察本部長が7、地方独立行政法人が16、合計67の試験又は選考が対象となっています。

表1-3 簡易開示の状況（件数は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	17	合格発表の日から9日間
	調理師試験	45	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	61	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	4	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	7	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	6	合否発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	2	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	技能検定試験	20	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	3	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	47	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	2	合否発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	6	合否発表の日から1か月間
	家畜人工授精講習会修業試験	1	合否発表の日から1か月間
	小計	223	

教 育 委 員 会	福岡県公立学校教員採用候補者選 考試験（小学校教員、中学校教員、 高等学校教員、養護教員）	155	合否通知を発送した日の翌日から 1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	5,377	合格発表の日（全日制課程において 補充募集が行われる場合は、当該補 充募集の合格発表の日）の翌日から 1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県 立中学校入学者決定	29	入学者決定結果通知を発送した日 の翌日から1か月間
	福岡県立特殊教育諸学校高等部入 学者選考	1	合格発表の日の翌日から1か月間
	小 計	5,562	
人 事 委 員 会	福岡県職員採用上級・中級試験	113	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員採用初級試験	13	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者 採用試験	21	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員採用選考（人事委員会 が実施する職員採用選考に係るも のに限る。）	1	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官A（男性）採用試験	347	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	133	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	24	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	12	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官C採用試験	3	合格発表日の翌日から1か月間
	小 計	667	

警察本部長	猟銃等講習考査	66	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	259	合否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考査	13	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	285	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	153	合否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	97	合否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者認定考査	4	合否発表の日から1か月間
	小計	877	
地方独立行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験	63	4月16日から1か月間
	九州歯科大学推薦入学試験	6	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	69	学生募集要項に定める期間
	福岡県立大学入学者選抜試験	124	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	52	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4月16日から1か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	4	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	6	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	328	
合計	7,657		

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成18年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）若しくは電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供されていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成18年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。

平成18年度は、不服申立てが1件ありました（表4）。

表4 不服申立案件及び処理状況

不服申立案件	実施機関	不服申立 年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「特別弔慰金却下処分に係る協議文書等」部分開示決定の件	知事	18.11.16	19.1.18	19.4.2	19.6.14	一部認容

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成18年度は、不服申立に係る諮問が1件あり、1件の答申がなされました（表4及び表5）

表5 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
19.4.2	「特別弔慰金却下処分に係る協議文書等」部分開示決定の件	知事	19.1.18

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成18年度は、苦情相談はありませんでした。

平成19年5月31日

ホームページへの知事交際費執行状況の掲載について

知事交際費の情報公開を一層進めるため、執行状況を福岡県庁ホームページに掲載することとしました。

1 掲載箇所

「ようこそ知事室へ」のページに「知事交際費」の項目を新設します。

福岡県庁ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

2 掲載する情報の内容

知事交際費の支出区分、執行日、金額、相手方・行事名を掲載します。

* 病氣見舞い等プライバシーの保護について特段の配慮が必要な場合は、相手方氏名は掲載しません。

(掲載様式)

知事交際費執行状況

【平成〇〇年〇月】

(単位:円)

区分	執行日	金額	相手方・行事名
香典	〇月〇日	〇〇〇〇	〇〇〇〇氏葬儀
会費等	〇月〇日	〇〇〇〇	〇〇〇〇会議会費
合計 (〇件)		〇〇〇〇	
累計 (〇〇件)		〇〇〇〇〇	

3 掲載の時期

平成19年6月1日以降に執行したものを1ヶ月単位で取りまとめ、翌月中旬を目処に掲載します。

○問い合わせ先

福岡県秘書室庶務係

TEL 092-643-3006



麻生渡知事

福岡県は一日、知事交際費の用途について、県のホームページ（HP）上で原則すべて公開す

情報公開 遅れましたが…

交際費 HPでも 麻生知事、公約を実行

ることを決めた。HPでの公開は、麻生渡知事が四月の知事選で掲げた公約。病氣見舞いの場合を除き、支出の日時、相手先の会社や個人名、行事名、金額などを掲載する。

同県は以前、知事交際費を支出した相手先名について資料を「黒塗り」した上で公表していたが、二〇〇五年八月から原則として全面公開に踏み切った。さらに、全国で三十以上の都道府県が知事交際費の執行状況をHPで閲覧可能にするなど情報公開の流れが加速しているのを受け、「後れを取るわけにはいかない」と判断した。

HP公開は今月一日以降に執行したものが対象。毎月中旬に、前月分の支出状況を一括して掲載する。県秘書室によると、〇五年度の知事交際費予算は九百十九万円で、約五百七十七万円が支出された。

2007年7月13日

ようこそ知事室へ > 知事交際費

知事交際費

知事交際費の情報公開を一層進めるため、執行状況を1ヶ月単位で取りまとめて掲載しています。

→平成19年6月分を掲載しました！

◆◆◆◆◆掲載内容◆◆◆◆◆

- 「香典」「会費」等の区分、執行日、金額、相手方・行事名を掲載しています。
- 病氣見舞い等、プライバシーの保護について特段の配慮が必要な場合や、ご本人から掲載を望まない旨の申し出があった場合、相手方氏名は掲載しません。

◆◆◆◆◆執行状況◆◆◆◆◆

○ご覧になりたい月を選択すると、その月の執行内容が表示されます。

【平成19年度】

<平成19年6月分>

《お問い合わせ先》

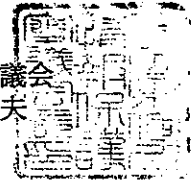
福岡県秘書室庶務係 TEL:092-643-3006

FAX:092-643-3009

メールアドレス:hisho@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 木村俊夫



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による
個人情報の提供について (答申)

平成18年2月20日17情第3789号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、共通事務として下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	インターネットのホームページによる行政情報提供事務
事務の目的	時間的・場所的な制約を超えた行政情報の提供を積極的に行うことにより、行政サービスの向上と事務事業の推進を図る。
識別される個人の類型	講師、指導的人材、実施機関が行うイベント参加者、児童生徒、実施機関の職員等
提供する個人情報の種類	氏名、住所、所属・役職名、写真、研究内容、意見等
提供の相手方	県民等(インターネット利用者)
個人情報の取扱い	<p>インターネットのホームページによる行政情報提供事務における個人情報の取扱いについて</p> <p>福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、インターネットのホームページにより県民等(インターネット利用者)に対して提供するものとする。</p> <p>ただし、条例第6条の規定に基づき、本取扱いとは別に改めて福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で提供を決定した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。</p> <p>(2) ホームページによる個人情報の提供について、住民福祉の向上、住民負担の軽減になる等、公益上の必要が認められること。</p> <p>(3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。</p> <p>(4) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意があり、かつ、提供する個人情報の範囲及び提供期間について本人が選択できること。なお、本人が未成年者又は禁治産者である場合は、本人及びその法定代理人の双方について同様の措置が講じられること。</p> <p>(5) ホームページによる個人情報の提供について、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5に規定する送信可能化を行う職員が限定されること。</p> <p>(6) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。</p> <p>(7) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。</p> <p>(8) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。</p>

これ以前に出された条例第6条に係る答申の「個人情報の取扱い」に記載された「平成11年1月26日10個保審第9号」は、本答申と読み替えるものとする。

「防犯カメラの管理と活用について」報告書の概要

1 防犯カメラの効果

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の未然防止に一定の効果があると認められる。

2 防犯カメラの課題

防犯カメラの設置者には、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理が求められている。

3 防犯カメラの設置運用に関する指針の必要性

防犯カメラの設置管理と厳正な画像の管理を図るため、防犯カメラの設置運用に関する指針を定め、これを防犯カメラの設置者に提供することで、県民の不安感を解消していくことが重要である。

4 防犯カメラの設置運用に関する指針とその考え方

(1) 指針の目的

この指針は、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置運用を促すことにより防犯カメラの設置の促進を図るものとする。

(2) 防犯カメラの定義

この指針でいう防犯カメラとは、不特定多数の者が出入りする場所に、犯罪の防止を目的に設置された記録装置を備える画像撮影装置をいう。

(3) 設置者等の責務

- 県民等のプライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用に関する要領（以下「運用要領」という）を定め、適正な管理に努めること
- 管理責任者を指定するとともに、操作取扱者を限定すること
- 防犯カメラが設置されていることを知らせるための表示をすること
- 画像が漏えいしたり、滅失、き損したりしないような措置を講じること
- 画像の保存期間は必要最小限とし、保存期間終了後は消去すること
- 画像を目的外に使用しないこと。又、次を除いて第三者に提供しないものとする
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合
 - ③捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合
- 防犯カメラの設置、運用等に関する苦情に対しては迅速かつ適切な対応をすること

5、防犯カメラの活用について

- 防犯カメラ設置運用指針(ガイドライン)を定め、その普及啓発を図ること
- 施設管理者は、犯罪発生の際の蓋然性が高い場所については、警備体制の強化の一つとして防犯カメラの設置について検討。県及び県警察は防犯カメラの指針に基づく助言や犯罪に関する情報提供等を行う。
- 県は、市町村等と協力して、防犯モデル地区を設定し、そこで防犯カメラを設置し併せて地域防犯活動等に取り組むなどして、その成果の周知や普及に努める